



令和8年度工芸品販売促進補助金

- 沖縄県産工芸品の販売促進や新規販路開拓、商品開発、観光消費の促進につながる事業を支援します。
- 本補助金事務局が、補助事業の申請事前相談、申請書作成支援、補助事業の実施支援（専門家派遣等）等のサポートを実施します。

販売促進強化・販路拡大支援事業

【補助対象経費】

- 旅費
- 工芸品説明員人件費
- 専門家謝金
- 出展料
- 広報費 等

商品プロデュース支援事業

【補助対象経費】

- 旅費
- 工芸品説明員人件費
- 専門家謝金
- 出展料
- 広報費
- 開発費 等

観光消費促進事業

【補助対象経費】

- 旅費
- 専門家謝金
- 広報費
- 装飾費・設営費
- 印刷製本費
- 消耗品費

※補助対象経費の詳細は公募要領または事務局までお問い合わせください

●申請期間

一次申請：2026年4月14日（月）～4月24日（金） 17:00まで
※5月～7月に実施予定があるものを対象とします。

二次申請：2026年4月27日（月）～5月29日（金） 17:00まで
※上記期間内に必要書類を事務局持参または郵送にてご提出ください。

（郵送の場合は〆切日必着となるよう発送してください。）

※申請に際しては、募集要項をよくお読みになってください。

※募集要項、応募様式はQRコードからダウンロードしてください。

●書類送付先、お問い合わせ

〒901-2122 沖縄県浦添市勢理客4-13-1

浦添市産業振興センター結の街503

CSDコンサルタンツ 宛（担当：島袋、西銘）

（TEL：098-878-7020）

募集要項、応募様式



●令和8年度工芸品販売促進補助金について

本補助金では、「販売促進強化・販路拡大支援事業」、「商品プロデュース事業」、「観光消費促進事業」を通して、沖縄県産工芸品の製作・製造、販売、流通等に携わる事業者の皆様を支援いたします。

本補助金事務局では、申請の事前相談、申請書作成支援、補助事業の実施支援（専門家派遣等）等のサポートを実施します。

補助金事務局が申請から補助事業実施までサポートします

申請の
事前相談

申請書
作成支援

補助事業
実施支援

専門家
派遣



●補助対象となる事業

	補助事業の内容
販売促進強化・販路拡大支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 主として、県外・国外における工芸フェアなど、工芸品の販売強化、新規販路開拓等を行うもの。 工芸フェア・展示販売イベント開催、商談会参加、新しいチャンネルでのテストマーケティング等。
商品プロデュース支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 県内工芸事業者とプロデューサー（バイヤー・デザイナー等含む）が協働して商品製造・改良を行うもの。
観光消費促進事業	<ul style="list-style-type: none"> 工芸イベント主催者が県内において工芸品展示販売イベントを開催し、観光客等の集客を強化し、工芸品売上増を図るもの。

当補助金における工芸品とは、以下のいずれかに該当するものをさします。

- 国指定伝統的工芸品または、沖縄県指定伝統工芸製品等
- 沖縄の伝統的技法、デザイン、地域の自然素材原材料のいずれかを活用し、熟練技術を駆使して手仕事により製作されたもの

※工芸品の例

喜如嘉の芭蕉布、知花花織、読谷山花織、読谷山ミンサー、琉球びんがた、首里織、琉球紜南風原花織、久米島紬、宮古上布、八重山上布、八重山ミンサー、与那国織、ウージ染、うらそえ織三線、壺屋焼、琉球焼、琉球漆器、琉球ガラス、金細工、小木工など

●補助率、補助金上限額について

	補助率	補助金上限額
販売促進強化・販路拡大支援事業	2/3	200万円
商品プロデュース支援事業	2/3	100万円
観光消費促進事業	2/3	100万円

申請に際しては、募集要項を必ずご確認ください



募集要項
応募様式



●補助事業の対象者について

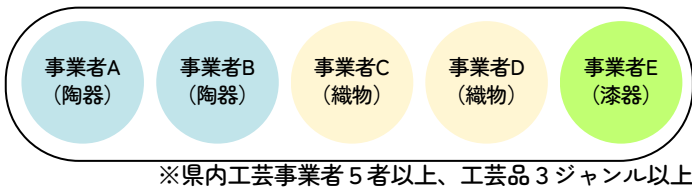
	補助対象者
販売促進強化・販路拡大支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 県内工芸事業者5者以上、工芸品3ジャンル以上を県外・国外において販売する流通事業者（卸売業者、小売店、事業協同組合等） 県内工芸事業者5者以上、工芸品3ジャンル以上が合同で、県外・国外において販売する県内工芸事業者グループの代表者
商品プロデュース支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 補助事業終了後の販路を有しているプロデューサー（バイヤー・デザイナー等含む）と県内工芸事業者とが協働で工芸品の企画製造・改良を行う場合における、当該プロデューサー又は工芸事業者のいずれか代表者
観光消費促進事業	<ul style="list-style-type: none"> 工芸品5ジャンル以上の県内工芸事業者10者以上、または2ジャンル以上の県内工芸事業者20者以上が参加する、県内において工芸品展示販売イベントを開催しようとする工芸イベント主催者

●補助事業の対象者イメージ

販売促進強化・販路拡大支援事業

【申請者（事業実施主体）】

- 流通事業者（卸売、小売、事業協同組合など）
- 県内工芸事業者グループ



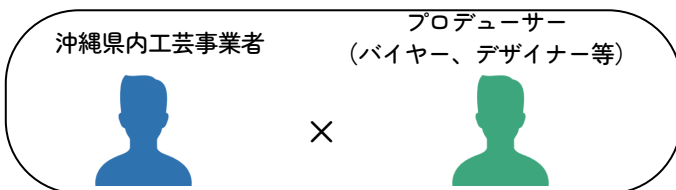
【事業実施例】

- 沖縄県外・国外の工芸フェアに出展
- 沖縄県外・国外での展示イベント開催
- 沖縄県外・国外でのPOPUP出店
- 沖縄県外・国外の商談会に参加 など

商品プロデュース支援事業

【申請者（事業実施主体）】

- 沖縄県内工芸事業者、プロデューサーのいずれか



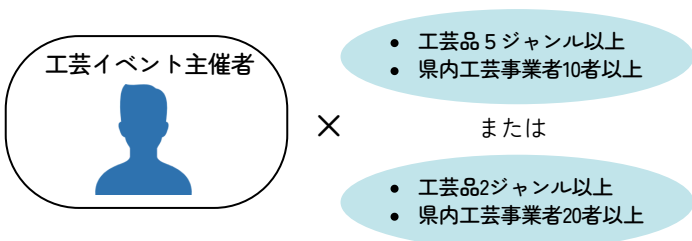
【事業実施例】

- 顧客のニーズを捉えた新商品の開発
- 既存商品のブラッシュアップ
- 新商品のテストマーケティング
- 新商品の販促活動 など

観光消費促進事業

【申請者（事業実施主体）】

- 工芸イベント主催者



【事業実施例】

- 工芸イベント主催者が沖縄県内において工芸品展示販売イベントを開催する際に、観光客等の集客を強化して工芸品売上増を図る取り組み